

個人市民税 控除・税率等の変遷

区分	年度 ～ 昭和58年度	昭和59年度
給与所得控除	56～ 1,250,000円未満 500,000円 1,250,000円以上 1,500,000円未満 支払金額×40% 1,500,000円以上 3,000,000円未満 支払金額×30%+ 150,000円 3,000,000円以上 6,000,000円未満 支払金額×20%+ 450,000円 6,000,000円以上 10,000,000円未満 支払金額×10%+1,050,000円 10,000,000円以上 支払金額× 5%+1,550,000円	
雑損控除	57～ 損害額－(総所得金額等×10%) ただし、災害に直接関連して支出された場合は、 (総所得金額等×10%)と5万円のいずれか低い金額を超える金額	
医療費控除	51～ 支払額－{(総所得金額等×5%)と5万円の少ない額} (最高限度 200万円)	
社会保険料控除	37～ 支払額全額	
小規模企業共済等掛金控除	43～ 支払額全額	
生命保険料控除	50～ 15,000円以下 支払額全額 15,000円超 40,000円以下 支払額×1/2+ 7,500円 40,000円超 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	
損害保険料控除		
寄附金控除		
障害者控除	55～ 普通 210,000円 特別 230,000円	59 普通 240,000円 特別 260,000円
老年者控除	55～ 210,000円	59 240,000円
寡婦(夫)控除	55～ 57～ 寡婦 210,000円 寡夫 210,000円	59 240,000円
勤労学生控除	55～ 210,000円	59 240,000円
配偶者控除	55～ 56～ 58～ 220,000円 老人 230,000円 同居特別障害 250,000円	59 一般 260,000円 老人 270,000円 同居特別障害 300,000円
配偶者特別控除		
扶養控除	55～ 58～ 一般 220,000円 同居特別障害 250,000円 老人 230,000円 同居老親等 260,000円	59 一般 260,000円 同居特別障害 300,000円 老人 270,000円 同居老親等 310,000円
基礎控除	55～ 220,000円	59 260,000円
配当控除	49～ 配当所得×2%(1,000万円を超える部分は1%)	
その他	51～ 青色専従者 税務官署において承認された額 白色専従者 400,000円	
所得割非課税限度	57～ 270,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 27万円+9万円	59 290,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 29万円+9万円
均等割非課税限度	57～ (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×23万円	59 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×26万円
均等割税率	55～ 1,500円	
所得割税率	55～ 課税標準額 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円を超える金額 4% 70万円を超える金額 5% 100万円を超える金額 6% 130万円を超える金額 7% 230万円を超える金額 8%	課税標準額 370万円を超える金額 9% 570万円を超える金額 10% 950万円を超える金額 11% 1,900万円を超える金額 12% 2,900万円を超える金額 13% 4,900万円を超える金額 14%

区分	年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度																															
給与所得控除	60	1,425,000円未満 1,425,000円以上 1,650,000円未満 1,650,000円以上 3,300,000円未満 3,300,000円以上 6,000,000円未満 6,000,000円以上 10,000,000円未満 10,000,000円以上	570,000円 支払金額×40% 支払金額×30%+ 165,000円 支払金額×20%+ 495,000円 支払金額×10%+1,095,000円 支払金額× 5%+1,595,000円																																
雑損控除																																			
医療費控除																																			
社会保険料控除																																			
小規模企業共済等掛金控除																																			
生命保険料控除	60	①一般の生命保険料のみ(最高35,000円) <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td>a) 15,000円以下</td> <td>支払額全額</td> <td>②個人年金保険料のみ(最高38,500円)</td> <td>a) 3,500円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>b) 15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払額×1/2+ 7,500円</td> <td>b) 3,500円超</td> <td>3,500円と3,500円を超える金額</td> <td>について、①により求めた金額の合計額</td> </tr> <tr> <td>c) 40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>d) 70,000円超</td> <td>35,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ③一般の生命保険料と個人年金保険料の両方(最高38,500円) 個人年金保険料(限度額3,500円)と一般の生命保険料(個人年金保険料が3,500円を超えるときは、 超える金額を一般の生命保険料に加算)について①により求めた金額の合計額		a) 15,000円以下	支払額全額	②個人年金保険料のみ(最高38,500円)	a) 3,500円以下	支払額全額	b) 15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+ 7,500円	b) 3,500円超	3,500円と3,500円を超える金額	について、①により求めた金額の合計額	c) 40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円				d) 70,000円超	35,000円															
a) 15,000円以下	支払額全額	②個人年金保険料のみ(最高38,500円)	a) 3,500円以下	支払額全額																															
b) 15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+ 7,500円	b) 3,500円超	3,500円と3,500円を超える金額	について、①により求めた金額の合計額																															
c) 40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円																																		
d) 70,000円超	35,000円																																		
損害保険料控除																																			
寄附金控除																																			
障害者控除																																			
老年者控除																																			
寡婦(夫)控除																																			
勤労学生控除																																			
配偶者控除			61 同居特別障害 340,000円																																
配偶者特別控除																																			
扶養控除			61 同居特別障害 340,000円																																
基礎控除																																			
配当控除																																			
その他	60	白色専従者 450,000円																																	
所得割非課税限度			61 310,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×31万円+9万円																																
均等割非課税限度			61 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×28万円																																
均等割税率	60	2,000円																																	
所得割税率	60	<table border="0" style="width:100%"> <tr> <td>課税標準額</td> <td></td> <td>課税標準額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20万円以下の金額</td> <td>2.5%</td> <td>370万円を超える金額</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>20万円を超える金額</td> <td>3%</td> <td>570万円を超える金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>45万円を超える金額</td> <td>4%</td> <td>950万円を超える金額</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>70万円を超える金額</td> <td>5%</td> <td>1,900万円を超える金額</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>95万円を超える金額</td> <td>6%</td> <td>2,900万円を超える金額</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>120万円を超える金額</td> <td>7%</td> <td>4,900万円を超える金額</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>220万円を超える金額</td> <td>8%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	課税標準額		課税標準額		20万円以下の金額	2.5%	370万円を超える金額	9%	20万円を超える金額	3%	570万円を超える金額	10%	45万円を超える金額	4%	950万円を超える金額	11%	70万円を超える金額	5%	1,900万円を超える金額	12%	95万円を超える金額	6%	2,900万円を超える金額	13%	120万円を超える金額	7%	4,900万円を超える金額	14%	220万円を超える金額	8%			
課税標準額		課税標準額																																	
20万円以下の金額	2.5%	370万円を超える金額	9%																																
20万円を超える金額	3%	570万円を超える金額	10%																																
45万円を超える金額	4%	950万円を超える金額	11%																																
70万円を超える金額	5%	1,900万円を超える金額	12%																																
95万円を超える金額	6%	2,900万円を超える金額	13%																																
120万円を超える金額	7%	4,900万円を超える金額	14%																																
220万円を超える金額	8%																																		

区分 \ 年度	昭和63年度	平成元年度
給与所得控除		元 創設 特定支出控除
雑損控除		
医療費控除		元 支払額 - {(総所得金額 × 5%) と 10万円の少ない額} (最高限度200万円)
社会保険料控除		
小規模企業共済 等掛金控除		
生命保険料控除		
損害保険料控除		
寄附金控除		
障害者控除		
老年者控除		元 480,000円
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除	63 一般 280,000円 老人 290,000円 同居特別障害 360,000円	
配偶者特別控除	63 配偶者が控除対象配偶者の場合 140,000円 - {(給与所得等の金額 + 給与所得等以外の金額 × 3.3) × 14/33} 配偶者が控除対象配偶者以外の場合 140,000円 - {(給与所得等の金額 + 給与所得等以外の金額 × 3.3 - 330,000円) × 28/33} ※{ }内は1万円未満切捨て	
扶養控除	63 一般 280,000円 老人 290,000円 同居老親等 330,000円 同居特別障害 360,000円	
基礎控除	63 280,000円	
配当控除		
その他	63 白色専従者 配偶者 600,000円 配偶者以外 450,000円	元 障害者・未成年者・老年者・寡婦(夫)の非課税限度額 125万円
所得割 非課税限度		元 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 32万円 + 9万円
均等割 非課税限度		元 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 29万円
均等割税率		
所得割税率	63 課税標準額 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円を超える金額 7% 260万円を超える金額 8% 460万円を超える金額 10% 950万円を超える金額 11% 1,900万円を超える金額 12%	元 課税標準額 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円を超える金額 11%

年度 区分	平成2年度
給与所得控除	2 1,619,000円未満 650,000円 1,619,000円以上 1,650,000円未満 支払金額×40% 1,650,000円以上 3,300,000円未満 支払金額×30%+ 165,000円 3,300,000円以上 6,000,000円未満 支払金額×20%+ 495,000円 6,000,000円以上 10,000,000円未満 支払金額×10%+1,095,000円 10,000,000円以上 支払金額× 5%+1,595,000円
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除	
小規模企業共済 等掛金控除	
生命保険料控除	
損害保険料控除	
寄附金控除	2 (「寄附金額」と「合計所得金額の25%」のいずれか少ない方の金額) - 100,000円 控除対象寄附金…住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
障害者控除	2 普通 260,000円 特別 280,000円
老年者控除	
寡婦(夫)控除	2 260,000円 特別の寡婦 300,000円
勤労学生控除	2 260,000円
配偶者控除	2 一般 300,000円 老人 350,000円 同居特別障害 510,000円 同居特別障害老人 560,000円
配偶者特別控除	2 配偶者が控除対象配偶者の場合 300,000円 - {合計所得金額×30/35} 配偶者が控除対象配偶者以外の場合 300,000円 - {(合計所得金額 - 350,000円)×30/35} ※{ }内は5万円未満切捨て
扶養控除	2 一般 300,000円 老人・特定 350,000円 同居老親等 420,000円 同居特別障害 510,000円 同居特別障害老人・特定 560,000円 同居特別障害同居老親等 630,000円
基礎控除	2 300,000円
配当控除	
その他	2 白色専従者 配偶者 800,000円 配偶者以外 470,000円 資産合算課税制度廃止
所得割 非課税限度	2 340,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×34万円+9万円
均等割 非課税限度	2 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×31万円
均等割税率	
所得割税率	

年度 区分	平成3年度	平成4年度
給与所得控除		
雑損控除		
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除	³ ①一般の生命保険料のみの場合(最高35,000円) ②個人年金保険料のみの場合(最高35,000円) a) 15,000円以下 支払額全額 ①の場合と同様の算出方法で求めた金額 b) 15,000円超 40,000円以下 支払額×1/2+ 7,500円 c) 40,000円超 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 d) 70,000円超 35,000円 ③一般の生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合(最高70,000円) ①と②の合計額	
損害保険料控除	³ ①短期損害保険料のみの場合(最高2,000円) ②長期損害保険料のみの場合(最高10,000円) a) 1,000円以下 支払額全額 a) 5,000円以下 支払額全額 b) 1,000円超 3,000円以下 支払額×1/2+ 500円 b) 5,000円超 15,000円以下 支払額×1/2+ 2,500円 c) 3,000円超 2,000円 c) 15,000円超 10,000円 ③短期損害保険料と長期損害保険料の両方がある場合(最高10,000円) ①と②の合計額	
寄附金控除		⁴ 控除対象寄附金の拡充 (住所地の日本赤十字社支社に対する寄附金)
障害者控除		
老年者控除		
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除	³ 一般 310,000円 老人 360,000円 同居特別障害 520,000円 同居特別障害老人 570,000円	
配偶者特別控除	³ 配偶者が控除対象配偶者の場合 ・合計所得金額が5万円未満 310,000円 ・合計所得金額が5万円以上 $300,000円 - \{(合計所得金額 - 5万円) / 5\} \times 5$ 配偶者が控除対象配偶者以外の場合 ・合計所得金額が40万円未満 310,000円 ・合計所得金額が40万円以上 $300,000円 - \{(合計所得金額 - 40万円) / 5\} \times 5$ ※{ }内は1万円未満の端数切捨て	
扶養控除	³ 一般 310,000円 老人・特定 360,000円 同居老親等 430,000円 同居特別障害 520,000円 同居特別障害老人・特定 570,000円 同居特別障害同居老親等 640,000円	
基礎控除	³ 310,000円	
配当控除		
その他		
所得割非課税限度	³ 340,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 34万円+15万円	⁴ 340,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 34万円+19万円
均等割非課税限度	³ 310,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 31万円+4万円	⁴ 310,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 31万円+8万円
均等割税率		
所得割税率	³ 課税標準額 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円を超える金額 11%	

年度 区分	平成5年度	平成6年度
給与所得控除		
雑損控除		
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済 等掛金控除		
生命保険料控除		
損害保険料控除		
寄附金控除		⁶ 控除対象寄附金の拡充 (都道府県・市区町村に対する寄附金)
障害者控除		
老年者控除		
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除		
配偶者特別控除		
扶養控除		⁶ 特定 390,000円 同居特別障害特定 600,000円
基礎控除		
配当控除		
その他		⁶ みなし法人課税制度廃止
所得割 非課税限度	⁵ 340,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 34万円+25万円	⁶ 340,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 34万円+30万円
均等割 非課税限度	⁵ 310,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 31万円+12万円	⁶ 310,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 31万円+17万円
均等割税率		
所得割税率		⁶ 特別減税(平成6年度分について) ①個人住民税所得割の20%相当額を特別減税額 として控除する(20万円を上限とする) ②特別徴収については、8月から5月の10回で徴収 する ③普通徴収については、第1期分から特別減税額 を控除する

年度 区分	平成7年度
給与所得控除	
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除	
小規模企業共済 等掛金控除	
生命保険料控除	
損害保険料控除	
寄附金控除	
障害者控除	
老年者控除	
寡婦(夫)控除	
勤労学生控除	
配偶者控除	7 一般 330,000円 同居特別障害 540,000円 老人 380,000円 同居特別障害老人 590,000円
配偶者特別控除	7 配偶者が控除対象配偶者の場合 ・合計所得金額が5万円未満 330,000円 ・合計所得金額が5万円以上 $300,000円 - \{(合計所得金額 - 5万円) / 5\} \times 5$ 配偶者が控除対象配偶者以外の場合 ・合計所得金額が40万円未満 330,000円 ・合計所得金額が40万円以上 $300,000円 - \{(合計所得金額 - 40万円) / 5\} \times 5$ ※{ }内は1万円未満の端数切捨て
扶養控除	7 一般 330,000円 同居特別障害 540,000円 老人 380,000円 同居特別障害老人 590,000円 特定 410,000円 同居特別障害特定 620,000円 同居老親等 450,000円 同居特別障害同居老親等 660,000円
基礎控除	7 330,000円
配当控除	
その他	
所得割 非課税限度	
均等割 非課税限度	
均等割税率	
所得割税率	7 課税標準額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11% 特別減税(平成7年度分について) ①個人住民税所得割の15%相当額を特別減税額として控除する(2万円を上限とする) ②特別徴収については、7月から5月の11回で徴収する ③普通徴収については、第1期分から特別減税額を控除する

年度 区分	平成8年度	
給与所得控除	8 1,619,000円未満 1,619,000円以上 1,800,000円未満 1,800,000円以上 3,600,000円未満 3,600,000円以上 6,600,000円未満 6,600,000円以上 10,000,000円未満 10,000,000円以上	650,000円 支払金額×40% 支払金額×30%+ 180,000円 支払金額×20%+ 540,000円 支払金額×10%+1,200,000円 支払金額× 5%+1,700,000円
雑損控除		
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済 等掛金控除		
生命保険料控除		
損害保険料控除		
寄附金控除		
障害者控除		
老年者控除		
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除		
配偶者特別控除	8 配偶者が控除対象配偶者の場合 ・合計所得金額が10万円未満 ・合計所得金額が10万円以上38万円未満 ・合計所得金額が38万円以上 配偶者が控除対象配偶者以外の場合 ・合計所得金額が45万円未満 ・合計所得金額が45万円以上75万円未満 ・合計所得金額が75万円以上76万円未満 ・合計所得金額が76万円以上 ※{ }内は1万円未満の端数切捨て	330,000円 330,000円 - {(合計所得金額 - 5万円) / 5} × 5 0円 330,000円 310,000円 - {(合計所得金額 - 45万円) / 5} × 5 30,000円 0円
扶養控除		
基礎控除		
配当控除		
その他	8 白色専従者 配偶者 配偶者以外	860,000円 500,000円
所得割 非課税限度		
均等割 非課税限度		
均等割税率	8 2,500円	
所得割税率	8 特別減税(平成8年度分について) ①個人住民税所得割の15%相当額を特別減税額として控除する(2万円を上限とする) ②特別徴収については、7月から5月の11回で徴収する ③普通徴収については、第1期分から特別減税額を控除する	

年度 区分	平成9年度	平成10年度
給与所得控除		
雑損控除		
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除		
損害保険料控除		
寄附金控除		
障害者控除		
老年者控除		
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除		
配偶者特別控除		
扶養控除		
基礎控除		
配当控除		
その他		
所得割 非課税限度		10 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×35万円+30万円
均等割 非課税限度		10 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×32万円+17万円
均等割税率		
所得割税率	9 課税標準額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%	10 特別減税(平成10年度分について) ①個人住民税所得割額から本人17,000円、控除対象配偶者と扶養親族1人につき、8,500円を特別減税額として控除する (本人の所得割額を上限とする) ②特別徴収については、7月から5月の11回で徴収する ③普通徴収については、第1期分から特別減税額を控除し、控除しきれない分がある場合には、2期、3期、4期と順に控除する

年度 区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度
給与所得控除			
雑損控除			
医療費控除			
社会保険料控除			
小規模企業共済 等掛金控除			
生命保険料控除			
損害保険料控除			
寄附金控除			
障害者控除			
老年者控除			
寡婦(夫)控除			
勤労学生控除			
配偶者控除			
配偶者特別控除			
扶養控除	11 特定 430,000円 特別障害 300,000円 同居特別障害 530,000円	12 特定 450,000円	
基礎控除			
配当控除			
その他			
所得割 非課税限度	11 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×35万円+31万円	12 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×35万円+32万円	
均等割 非課税限度		12 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×32万円+18万円	
均等割税率			
所得割税率	11 課税標準額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% 恒久的減税 定率控除(平成11年度分より) 個人住民税所得割の15%相当額を定率控除額として控除する (4万円を上限とする)		

年度 区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
給与所得控除			
雑損控除			
医療費控除			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
損害保険料控除			
寄附金控除			
障害者控除			
老年者控除			
寡婦(夫)控除			
勤労学生控除			
配偶者控除			
配偶者特別控除			
扶養控除			
基礎控除			
配当控除			
その他			
所得割 非課税限度	¹⁴ 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×35万円+36万円		¹⁶ 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×35万円+35万円
均等割 非課税限度	¹⁴ 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×32万円+22万円		¹⁶ 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×32万円+20万円
均等割税率			¹⁶ 3,000円
所得割税率			

年度 区分	平成17年度	平成18年度
給与所得控除		
雑損控除		
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済 等掛金控除		
生命保険料控除		
損害保険料控除		
寄附金控除		
障害者控除		
老年者控除		¹⁸ 廃止
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除		
配偶者特別控除	¹⁷ 配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止	
扶養控除		
基礎控除		
配当控除		
その他		¹⁸ 平成17年1月1日において65歳に達していた方で、前年の合計所得金額が125万円以下である方については、所得割及び均等割の税額の2/3を減額
所得割 非課税限度		¹⁸ 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×35万円+32万円
均等割 非課税限度		¹⁸ 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×32万円+19万円
均等割税率	¹⁷ 均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻には、 1/2で課税	¹⁸ 均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻にも 課税
所得割税率		¹⁸ 定率減税を1/2に縮減 個人住民税所得割額の15%相当額(4万円限度)から 7.5%相当額(2万円限度)に変更

区分 \ 年度	平成19年度	平成20年度
給与所得控除		
雑損控除		
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除		
損害保険料控除 ※20年度より地震保険料控除		<p>20 創設 地震保険料控除</p> <p>①地震保険料のみの場合</p> <p>a) 50,000円以下 支払金額の1/2</p> <p>b) 50,000円超 25,000円</p> <p>②旧長期損害保険料のみの場合</p> <p>a) 5,000円以下 全額</p> <p>b) 5,000円超 15,000円以下 支払金額の1/2 +2,500円</p> <p>c) 15,000円超 10,000円</p> <p>③地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合 (最高10,000円)</p> <p>①と②の合計額</p> <p>※短期損害保険料については廃止</p>
寄附金控除		
障害者控除		
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除		
配偶者特別控除		
扶養控除		
基礎控除		
配当控除		
その他	<p>19 平成17年1月1日において65歳に達していた方で、前年の合計所得金額が125万円以下である方については、所得割及び均等割の税額の1/3を減額</p>	<p>20 住民税の住宅ローン控除の新設 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を、住民税(所得割)から控除</p> <p>65歳以上の方の非課税措置廃止に伴う経過措置の終了</p>
所得割 非課税限度		
均等割 非課税限度		
均等割税率	<p>19 いしかわ森林環境税の導入により、県民税均等割に500円上乗せ</p>	
所得割税率	<p>19 個人市民税所得割の6%比例税率化</p> <p>定率減税廃止</p>	

区分 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
給与所得控除				
雑損控除				
医療費控除				
社会保険料控除				
小規模企業共済等掛金控除				
生命保険料控除				
地震保険料控除				
寄附金税額控除	²¹ 所得控除方式から税額控除方式へ移行 1. 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金 都道府県又は市区町村が条例で指定した団体等に対する寄附金 市民税 (寄附金額-5,000円)×6% 県民税 (寄附金額-5,000円)×4% 2. 地方公共団体(都道府県・市区町村)に対する寄附金 (1) (寄附金-5,000円)×10% (2) (寄附金-5,000円) ×(90%-対象者の所得税の税率) (1)+(2)=控除額 ※(2)は住民税所得割の10%が限度 1、2合わせて総所得金額等の30%が限度			²⁴ 適用下限額の変更 1. 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金 都道府県又は市区町村が条例で指定した団体等に対する寄附金 市民税 (寄附金額-2,000円)×6% 県民税 (寄附金額-2,000円)×4% 2. 地方公共団体(都道府県・市区町村)に対する寄附金 (1) (寄附金-2,000円)×10% (2) (寄附金-2,000円) ×(90%-対象者の所得税の税率) ※(2)は住民税所得割の10%が限度 1、2合わせて総所得金額等の30%が限度
障害者控除				²⁴ 扶養控除に加算されていた同居特別障害者加算額が、特別障害者控除に加算する方式に変更
寡婦(夫)控除				
勤労学生控除				
配偶者控除				
配偶者特別控除				
扶養控除				²⁴ 0～15歳の扶養控除廃止 330,000円→0円 16～18歳の特定扶養控除の上乗せ部分廃止 450,000円→330,000円
基礎控除				
配当控除				
その他				
所得割非課税限度				
均等割非課税限度				
均等割税率				
所得割税率				

区分 \ 年度	平成25年度
給与所得控除	
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除	
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	<p>25 創設 介護医療保険料控除</p> <p>1. 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約) (最高70,000円)</p> <p>①一般の生命保険料のみの場合</p> <p>a) 12,000円以下 支払金額全額</p> <p>b) 12,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+ 6,000円</p> <p>c) 32,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円</p> <p>d) 56,000円超 28,000円</p> <p>②介護医療保険料のみの場合</p> <p>①の場合と同様の算出方法で求めた金額</p> <p>③個人年金保険料のみの場合</p> <p>①の場合と同様の算出方法で求めた金額</p> <p>2. 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) (最高70,000円)</p> <p>算出方法は従前のおり</p> <p>3. 新契約と旧契約の両方ある場合 (最高70,000円)</p> <p>それぞれの保険料の新契約及び旧契約の控除額の合計金額 (最高28,000円)</p>
地震保険料控除	
寄附金税額控除	
障害者控除	
寡婦(夫)控除	
勤労学生控除	
配偶者控除	
配偶者特別控除	
扶養控除	
基礎控除	
配当控除	
その他	
所得割 非課税限度	
均等割 非課税限度	
均等割税率	
所得割税率	

年度 区分	平成26年度	平成27年度														
給与所得控除	²⁶ 1,619,000円未満 650,000円 1,619,000円以上 1,800,000円未満 支払金額×40% 1,800,000円以上 3,600,000円未満 支払金額×30%+ 180,000円 3,600,000円以上 6,600,000円未満 支払金額×20%+ 540,000円 6,600,000円以上 10,000,000円未満 支払金額×10%+1,200,000円 10,000,000円以上 15,000,000円未満 支払金額× 5%+1,700,000円 15,000,000円以上 2,450,000円															
雑損控除																
医療費控除																
社会保険料控除																
小規模企業共済等掛金控除																
生命保険料控除																
地震保険料控除																
寄附金税額控除	²⁶ 平成25年から平成49年まで復興特別所得税が課税されることに伴い、特例控除の割合を平成26年度から以下の割合に変更 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額 - 人的控除差調整額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 1,950,000円</td> <td>84.895/100</td> </tr> <tr> <td>1,950,001円 ～ 3,300,000円</td> <td>79.79 /100</td> </tr> <tr> <td>3,300,001円 ～ 6,950,000円</td> <td>69.58 /100</td> </tr> <tr> <td>6,950,001円 ～ 9,000,000円</td> <td>66.517/100</td> </tr> <tr> <td>9,000,001円 ～ 18,000,000円</td> <td>56.307/100</td> </tr> <tr> <td>18,000,001円 ～</td> <td>49.16 /100</td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額 - 人的控除差調整額	割合	～ 1,950,000円	84.895/100	1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79 /100	3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58 /100	6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517/100	9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307/100	18,000,001円 ～	49.16 /100	
課税総所得金額 - 人的控除差調整額	割合															
～ 1,950,000円	84.895/100															
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79 /100															
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58 /100															
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517/100															
9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307/100															
18,000,001円 ～	49.16 /100															
障害者控除																
寡婦(夫)控除																
勤労学生控除																
配偶者控除																
配偶者特別控除																
扶養控除																
基礎控除																
配当控除																
その他																
所得割非課税限度																
均等割非課税限度																
均等割税率	²⁶ 東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、市民税・県民税均等割に500円ずつ上乗せ															
所得割税率																

年度 区分	平成28年度	平成29年度																
給与所得控除		²⁹ 1,619,000円未満 650,000円 1,619,000円以上 1,800,000円未満 支払金額×40% 1,800,000円以上 3,600,000円未満 支払金額×30%+ 180,000円 3,600,000円以上 6,600,000円未満 支払金額×20%+ 540,000円 6,600,000円以上 10,000,000円未満 支払金額×10%+1,200,000円 10,000,000円以上 12,000,000円未満 支払金額× 5%+1,700,000円 12,000,000円以上 2,300,000円																
雑損控除																		
医療費控除																		
社会保険料控除																		
小規模企業共済等掛金控除																		
生命保険料控除																		
地震保険料控除																		
寄附金税額控除	²⁸ 適用上限額の変更 1. 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金 都道府県又は市区町村が条例で指定した団体等に対する寄附金 市民税 (寄附金額-2,000円)×6% 県民税 (寄附金額-2,000円)×4% 2. 地方公共団体(都道府県・市区町村)に対する寄附金 (1) (寄附金-2,000円)×10% (2) (寄附金-2,000円) ×(90%-対象者の所得税の税率) (1)+(2)=控除額 ※(2)は住民税所得割の20%が限度 1、2合わせて総所得金額等の30%が限度	所得税の税率の変更に伴い、特例控除の割合を平成28年度から以下の割合に変更 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額 - 人的控除差調整額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 1,950,000円</td> <td>84.895/100</td> </tr> <tr> <td>1,950,001円 ～ 3,300,000円</td> <td>79.79 /100</td> </tr> <tr> <td>3,300,001円 ～ 6,950,000円</td> <td>69.58 /100</td> </tr> <tr> <td>6,950,001円 ～ 9,000,000円</td> <td>66.517/100</td> </tr> <tr> <td>9,000,001円 ～ 18,000,000円</td> <td>56.307/100</td> </tr> <tr> <td>18,000,001円 ～ 40,000,000円</td> <td>49.16 /100</td> </tr> <tr> <td>40,000,001円 ～</td> <td>44.055/100</td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額 - 人的控除差調整額	割合	～ 1,950,000円	84.895/100	1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79 /100	3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58 /100	6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517/100	9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307/100	18,000,001円 ～ 40,000,000円	49.16 /100	40,000,001円 ～	44.055/100
課税総所得金額 - 人的控除差調整額	割合																	
～ 1,950,000円	84.895/100																	
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79 /100																	
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58 /100																	
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517/100																	
9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307/100																	
18,000,001円 ～ 40,000,000円	49.16 /100																	
40,000,001円 ～	44.055/100																	
障害者控除																		
寡婦(夫)控除																		
勤労学生控除																		
配偶者控除																		
配偶者特別控除																		
扶養控除																		
基礎控除																		
配当控除																		
その他																		
所得割非課税限度																		
均等割非課税限度																		
均等割税率																		
所得割税率																		

年度 区分	平成30年度	
給与所得控除	30 1,619,000円未満 1,619,000円以上 1,800,000円未満 1,800,000円以上 3,600,000円未満 3,600,000円以上 6,600,000円未満 6,600,000円以上 10,000,000円未満 10,000,000円以上	650,000円 支払金額×40% 支払金額×30%+ 180,000円 支払金額×20%+ 540,000円 支払金額×10%+1,200,000円 2,200,000円
雑損控除		
医療費控除	30 セルフメディケーション税制の創設（30～34年度までの間） 特定一般用医薬品等購入費－12,000円（限度額88,000円）	
社会保険料控除		
小規模企業共済 等掛金控除		
生命保険料控除		
地震保険料控除		
寄附金税額控除		
障害者控除		
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除		
配偶者特別控除		
扶養控除		
基礎控除		
配当控除		
その他		
所得割 非課税限度		
均等割 非課税限度		
均等割税率		
所得割税率		

区分	年度	令和元年度	令和2年度			
給与所得控除						
雑損控除						
医療費控除						
社会保険料控除						
小規模企業共済等掛金控除						
生命保険料控除						
地震保険料控除						
寄附金税額控除						
障害者控除						
寡婦(夫)控除						
勤労学生控除						
配偶者控除	元 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
		控除額				
配偶者控除	配偶者控除	一般配偶者	33万円	22万円	11万円	
		老人配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
			90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
			95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
			100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
			105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
			110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
			115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
			120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
			123万円超	0円	0円	0円
			※ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用不可			
扶養控除						
基礎控除						
配当控除						
その他						
所得割非課税限度						
均等割非課税限度						
均等割税率						
所得割税率						